



令和7年5月29日

市政記者クラブ 様

経済局産業労働部労働企画課

担当:長谷川、安井

電話:972-3045

【照会先】公益財団法人名古屋産業振興公社

名古屋市新事業支援センター

担当:鬼頭

電話:735-0808

カスタマーハラスメント対策に取り組む中小企業を支援します！

名古屋市では、就業環境の改善を図るためカスタマーハラスメント対策に取り組む中小企業への支援を開始します。

セミナーの開催、個別相談の実施、**政令市初となる補助制度の創設**により、中小企業のカスタマーハラスメント対策を支援しますので、広くご周知くださいますよう、お願いいたします。

記

1 第1回カスタマーハラスメント対策セミナーの開催

(1)日時 令和7年7月14日(月) 14:00～16:00(申込期限:令和7年7月11日(金)17:00)

(2)場所 ウィンクあいち 13階 1303 会議室

(3)定員 50名

(4)内容 ①「カスタマーハラスメント対応術」～カスハラには毅然とした対応を～

人財教育アシスト 山田泰造 氏

②中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業と補助金の説明

(5)申込 以下のフォームページから申込可能です。

<https://ws.formzu.net/fgen/S43264090/>

(6)その他 9月に第2回セミナーの開催を予定しております。



2 中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーによる個別相談

名古屋市新事業支援センターにおいて、中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーが、各事業者の状況に応じたカスタマーハラスメント対策に関する相談や中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金の申請にかかる相談にお応えします(予約制)。

令和7年6月2日(月)から予約を開始します。

政令市初！！

3 中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金

上記1を受講済みで、上記2の個別相談を受けており、かつ従業員等へカスタマーハラスメント対策の実施について表明している中小企業者を対象とした、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業に対する補助金です。

- (1)受付期間 第1期 令和7年8月1日(金)9:00から8月29日(金)16:00まで
第2期 令和7年10月1日(水)9:00から10月31日(金)16:00まで

(2)概要

区分	主な内容
補助対象経費	(1)管理用カメラ導入費 (2)通話録音装置導入費 (3)対応マニュアル等の作成を社会保険労務士等に依頼した謝金 等
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	5万円～30万円以内
スケジュール	補助事業実施期間:交付決定日～令和8年1月31日 実績報告・交付:補助事業終了後～令和8年3月31日
その他	・申請前に、セミナーの受講、個別相談を受けていることが補助要件となります。(順番は問いません) ・第1回のセミナーを受講して、第2期の補助金申請を行うことも可能です。

- (3)その他 補助金の詳細や申請用紙は、公益財団法人名古屋産業振興公社のウェブサイトをご確認ください。

URL: https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/



4 申込・問合せ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

千種区吹上二丁目6番3号 中小企業振興会館 5階

電話:052-735-0808 応対時間 9:00～17:00(土日・祝日を除く)

※名古屋経済記者クラブに同時提供

令和
7年度

参加費無料

中小企業のための

カスタマーハラスメント 対策支援セミナー



近年、カスタマーハラスメント（＝カスハラ）は、全国的にも増加しており、カスハラ防止への取り組みが求められています。本セミナーでは、カスハラから従業員を守る適切な対応方法としての「接客・クレーム対策」について解説します。

あわせて、当公社で実施する中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業と補助金について説明を行います。カスハラでお悩みの事業者様はぜひご参加ください。

<こんな悩みはありませんか？>

- ① カスハラへの適切な対応方法がわからない
- ② 会社（事業所）として、事前にやるべきことは？
- ③ カスハラに発展させないクレーム対応とは？
- ④ 状況別の具体的な対応方法について



令和7年

7月14日（月）

14：00～16：00



ウインクあいち

13階1303室

（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

対象者：名古屋市内の中小企業等

定 員：先着50名

《プログラム》

① 14：00～15：05 <挨拶>

② 14：05～15：35 <講演>

「カスタマーハラスメント対応術」

～カスハラには毅然とした対応を～

講師：人財教育アシスト 山田 泰造 氏



③ 15：35～15：40 <休憩>

④ 15：40～16：00 中小企業向けカスタマーハラスメント対策支援事業と補助金の説明について

講師：中小企業カスタマーハラスメント
対策支援マネージャー
下村 静穂



<主催> 公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

<お申し込み>

右の二次元コードリンク先の申込フォームページから
必要事項を入力し、お申し込みください。⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

申込期限：7月11日（金）17:00まで

申込フォームページアドレス

<https://ws.formzu.net/fgen/S43264090/>



【来場の際の注意点】

- ・ご来場の際は下記の会場案内をご確認のうえ、お気をつけてお越しください。
- ・ご来場時は受付手続きをお願いします。（受付開始時刻：当日の13時30分～）
- ・受付開始時刻前は入場できませんので、予めご了承ください。

<会場案内>

ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

愛知県名古屋市市中村区名駅4丁目4-38

（JR・地下鉄・名鉄・近鉄）名古屋駅より

- ・JR名古屋駅桜通口から：ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口から：徒歩2分
- ・名駅地下街サンロードから：ミッドランドスクエア、マルゲイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由徒歩8分



※本セミナーの受講が、補助要件になります。

<中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金について>

就業環境の改善を図るため、中小企業が実施するカスタマーハラスメント対策に取り組む事業について、経費の一部を補助します。

■交付申請書受付期間

【第1期募集】

令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）

※令和7年9月末予定の交付の決定後に発注し、令和8年1月末までに全ての経費支払いを完了した経費が補助対象となります。

【第2期募集】

令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

※令和7年11月末予定の交付の決定後に発注し、令和8年1月末までに全ての経費支払いを完了した経費が補助対象となります。

◆申請書等の各種様式につきましては、公益財団法人名古屋産業振興公社のウェブサイトからダウンロードしてください。

◆募集予定枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

URL https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/

または、「中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金」で検索



<セミナーに関するお問い合わせ>

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

☎：052-735-0808

中小企業

令和
7年度

カスタマーハラスメント 対策支援補助金

●第1期申請期間

8月1日(金)～29日(金)

●第2期申請期間

10月1日(水)～31日(金)

ご相談は令和7年6月2日(月)から予約開始

申請期間



就業環境の改善を図るため、
中小企業が実施する**カスタマーハラスメント対策**に取り組む
事業について経費の一部を補助します。

補助金の概要

補助対象者 名古屋市内の中小企業者

補助事業 就業環境の改善を図るためカスタマーハラスメント対策に取り組む事業

●補助対象経費

管理用カメラ導入費

- ・管理用カメラ
- ・設置費等



通話録音装置導入費

- ・通話録音装置
- ・設置費等



謝金

基本方針、基本姿勢、対応マニュアル等の作成のために必要な謝金として、依頼した弁護士や社会保険労務士等に支払われる経費



※上記に記載がない経費についてはご相談ください。

●補助率・補助金額

補助率	補助金額
補助対象経費の2分の1以内	5万円～30万円

以下の条件を満たす必要があります

- ① 名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みである
- ② 名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する相談を受けている
- ③ カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明している



カスタマーハラスメント対策セミナー

この補助金は、名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みであることが申請の要件となっています。

第1回は7月、第2回は9月に開催を予定しております。セミナーの詳細は、以下をご確認ください。

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/seminar.html



カスタマーハラスメント対策に関する相談 お問合せ先

この補助金は、名古屋市新事業支援センターで、カスタマーハラスメント対策に関する相談を受けることが申請の要件となっています。中小企業カスタマーハラスメント対策支援マネージャーが、補助金の申請にかかるご相談にお応え致します。

名古屋市新事業支援センター

電話番号 **052-735-0808**

令和**7**年**6**月**2**日(月)
予約開始

令和7年度スケジュール(予定)



補助事業について

中小企業が就業環境の改善を図るために市内で実施する、カスタマーハラスメント対策を目的とした取り組みを本補助金の交付の対象事業とします。

【具体的な事業例】



顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、管理用カメラを設置して録画・録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。



顧客等とのやり取りの事実関係を確認するため、通話録音装置を設置して録音ができるようにしておくとともに、カスタマーハラスメント防止のため顧客にもその旨を周知する。



カスタマーハラスメント対応として、顧客対応者、現場責任者、本社や本部への報告や相談手続きなどについて、マニュアルを作成し、従業員に周知する。



ご注意ください

※募集予定枠に達した場合は、その時点で受付を終了します。

申請手続きについて

申請手続きの詳細については、以下をご覧ください。

【名古屋産業振興公社WEBサイト】

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/



申請のための交付申請書等の各種様式につきましては、名古屋産業振興公社 WEB サイトにてダウンロードできます。

(第1期、第2期それぞれの申請期間内に)左記 WEB サイト「申請受付フォーム」より申請してください。

ご提出先・お問合せ

公益財団法人名古屋産業振興公社
名古屋市新事業支援センター
〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

TEL

052-735-0808

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日と12月27日(土)～1月4日(日)を除く)

MAIL

customer@nipc.or.jp

WEB

https://www.nipc.or.jp/customer_harassment/